

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
黒沢尻北地区自治振興協議会  
津 嶋 勇 榮
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市常盤台一丁目30番20号
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 黒沢尻北地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 黒沢尻北地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
黒沢尻東地区自治協議会  
後 藤 則 夫
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市中野町一丁目5番46号
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 黒沢尻東地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 黒沢尻東地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
黒沢尻西地区自治協議会  
塚本 静 男
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市本石町一丁目6番20号
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 黒沢尻西地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 黒沢尻西地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
立花自治振興協議会  
菊池明彦
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市立花20地割57番地14
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 立花地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 立花地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
飯豊地区振興協議会  
齋 藤 康
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市村崎野12地割67番地6
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 飯豊地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 飯豊地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
二子町振興協議会  
川 邊 董
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市二子町鳥喰前49番地4
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 二子地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 二子地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
更木地区振興協議会  
平野直志
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市更木12地割151番地1
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 更木地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 更木地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
黒岩自治振興会  
小田島 孝 幸
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市黒岩19地割36番地2
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 黒岩地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 黒岩地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
口内町自治協議会  
上 原 耕太郎
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市口内町新町67番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 口内地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 口内地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
稲瀬町自治協議会  
亀 甲 直 美
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市稲瀬町前田276番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 稲瀬地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 稲瀬地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
鬼柳町自治振興協議会  
阿 部 保
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市鬼柳町都鳥49番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 鬼柳地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 鬼柳地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
江釣子地区自治振興協議会  
高 橋 進
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市上江釣子17地割116番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 江釣子地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 江釣子地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
和賀地区自治協議会  
早 川 英 信
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市和賀町堅川目1地割1番地13
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 和賀地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 和賀地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
岩崎地区自治振興協議会  
亀 田 善 男
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市和賀町岩崎18地割53番地8
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 岩崎地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 岩崎地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名  
藤根自治振興会  
小 松 久 孝
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市和賀町藤根14地割147番地3
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 藤根地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 藤根地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

北上市告示乙第77-10号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名
- 2 住所又は事務所の所在地  
岩手県北上市
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 合計の使用料の徴収及び収納事務
  - (2) 合計の私用電話利用料金の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで